

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

園番号： ○○○

福岡市医療的ケア児等受入指定園 事業計画書（記載例）

令和8年7月17日

(宛先)福岡市長

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業の実施にあたり、以下のとおり提出いたします。
なお、本事業計画書の記載内容については、事実と相違なく、虚偽の記載がないことを誓約します。

事業実施者の概要

施設名称	○○保育園
施設所在地	福岡市○○区○○一丁目○番○号
施設種別	保育所
設置主体名(法人名)	社会福祉法人○○福祉会
運営主体名(法人名)	社会福祉法人○○福祉会
※設置者と異なる場合は、その関係性(委託、指定管理等)を記入すること	
設置主体の代表者の職・氏名	理事長 ○○ ○○
施設代表者の職・氏名	園長 ○○ ○○
施設の開設年月日	平成○○年○月○日
認可定員	○○名
利用定員	○○名
在籍児童数	○○名
【連絡先】(※本事業の担当者を記入すること)	
所在地:	福岡市○○区○○一丁目○番○号
連絡担当者名:	○○ ○○
所属:	○○保育園
役職:	副園長
Tel:	092-○○○-○○○○
Fax:	092-○○○-○○○○
E-mail:	○○○○○@○○○.jp

※医療的ケア児等本人や保護者の氏名等、個人を特定できる情報は記載しないでください。

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

1. 医療的ケア児等の安全な受入れ体制の構築状況

①人的体制	看護師等及び重度障がい児受入加配保育士の確保について、現状及び今後の見通しを記入すること。 また、欠員時の対応(代替要員の確保、法人内応援等)について記入するとともに、採用・確保の根拠(内定通知、募集要項、法人内応援の体制図、派遣契約の検討状況等)を可能な範囲で記入又は添付すること。
<p>医療的ケア児等の受入れにあたっては、受入れ時間の原則を踏まえ、主として8時 30分から 17 時 30 分の時間帯において、切れ目なく対応可能な体制を構築するため、以下のとおり職員を配置する。</p>	
<p>【看護師等の配置】</p> <ul style="list-style-type: none">・常勤看護師 1名(7:00～16:00 勤務)・非常勤看護師 1名(9:30～14:30 勤務)・非常勤看護師 1名(13:00～18:00 勤務) <p>8時 30 分から 17 時 30 分の受入れ時間帯については、常時1名以上の看護師等を配置する体制を確実に確保するとともに、医療的ケア対応が集中する時間帯(食事時間帯、午睡前後等)においては、複数名配置とすることで安全性の確保を図る。</p>	
<p>【重度障がい児受入加配保育士】</p> <ul style="list-style-type: none">・常勤保育士 1名(7:00～16:00 勤務)・常勤保育士 1名(9:00～18:00 勤務) ※さぼ一と保育による配置 <p>加配保育士については、受入れ時間帯を中心に常時配置されるようシフトを設定し、重度障がい児に対する1対1対応を基本とした体制を確保する。</p> <p>また、配置が重複する時間帯においては、保護者対応や関係機関との調整、受入環境の整備等のコーディネート業務を担う。</p>	
<p>【欠員時の対応】</p> <p>法人内の他保育施設(市内又は近隣自治体を含む複数施設)から看護師又は保育士を応援派遣する体制を構築しており、原則として当日中に代替要員の確保を行う。</p> <p>やむを得ず当日中の確保が困難な場合であっても、翌日中には可能な限り補完する体制を確保する。</p>	
<p>【採用・確保の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・常勤看護師1名は採用内定済(令和8年8月勤務開始予定)。※内定通知は別添参照・非常勤看護師2名分については9月中の確保を見込んでおり、現在面接を実施中。・法人内異動によるバックアップ体制を構築済。 ※法人内応援の体制図は別添参照	
<p>【今後の見通し】</p> <p>受入れ児童の人数や医療的ケアの内容に応じて、非常勤看護師の勤務時間の延長又は追加配置を行い、受入れ時間帯において常に適切な体制を確保する。</p> <p>また、受入れ時間帯や医療的ケア対応の集中状況を踏まえ、配置体制については定期的に見直しを行う。</p> <p>上記のとおり、選定後速やかに受入れを開始できるよう、必要な体制の整備を計画的に進めている。</p>	

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

②医療的ケア対応	想定される医療的ケアについて、個別性(頻度・危険性・緊急性)に応じた対応方法を、実施体制(担当職員、対応手順等)も含めて具体的に記入すること。 なお、医療的ケアの内容ごとに具体例を区分して整理のうえ記入すること。
<p>当園における医療的ケアの実施については、主治医意見書及び「保育施設における医療的ケアに関する指示書」に基づき、看護師等が実施する。</p> <p>実施にあたっては、受入れ時間の原則を踏まえ、主として 8 時 30 分から 17 時 30 分までの時間帯において対応するものとし、登園時の健康観察、保護者からの聞き取り、保育中の状態観察等により、当日の児童の健康状態を確認した上で、医療的ケア実施の可否を判断する。</p> <p>また、医療的ケアの実施内容、実施時刻、児童の状態、留意事項等については記録を作成し、職員間で共有するとともに、必要に応じて保護者へ連絡帳等により報告する。</p> <p>なお、実施可否の判断に疑義がある場合又は通常と異なる状態が認められる場合には、保護者又は関係医療機関に連絡し、指示を受けた上で対応する。</p> <p>医療的ケアは、その性質に応じて状態に応じて随時対応が必要なもの、計画的に実施するもの及び急変時に対応するものに大別される。以下に、想定される代表的な例について記載する。</p>	
<p>【想定する医療的ケアの内容ごとの対応】</p> <p>1 喀痰吸引</p> <p>痰の溜まり具合に応じて実施する。頻度は児童の体調や日中の状態の変化によって異なるが、保育時間中に複数回実施する場合を想定している。</p> <p>気道確保に関わる医療的ケアであり、児童の安全に直結することから、危険性及び緊急性が高いものとして対応する。</p> <p>実施は看護師等が担当し、実施前には呼吸状態、顔色、SpO₂ の値(測定が必要な場合)、機嫌、活動状況等を確認する。</p> <p>児童の状態や実施の緊急性を踏まえ、安全確保を最優先としつつ、必要に応じてカーテン等を活用するなど、可能な範囲でプライバシー及び衛生面に配慮して行う。</p> <p>状態が不安定な場合、吸引後も改善が乏しい場合又は通常と異なる症状が認められる場合は、直ちに保護者及び関係医療機関へ連絡し、必要に応じて施設長の指示の下、緊急時対応へ移行する。</p> <p>2 経管栄養(胃ろう等)</p> <p>主治医の指示内容に基づき、あらかじめ定められた時間及び方法により実施する。頻度は 1 日 1 回から複数回を想定し、午睡や活動時間との関係を踏まえて保育計画と調整する。</p> <p>児童の栄養摂取及び健康維持に直結する医療的ケアであり、実施手順の誤りや体調不良時の実施判断には十分な注意を要することから、危険性を伴うものとして取り扱う。</p> <p>実施は看護師等が担当し、実施前には体温、顔色、腹部症状の有無、嘔吐・咳込みの有無、活動状況等を確認する。</p> <p>実施にあたっては、必要物品を事前に確認し、衛生管理に留意しながら、主治医の指示書及び保護者と事前に確認した方法に基づき対応する。</p> <p>実施後は、児童の表情、呼吸状態、嘔吐の有無、体調変化等を観察し、その結果を記録する。異常が見られた場合は、保護者及び関係医療機関へ連絡し、必要に応じて施設長の指示の下、対応する。</p> <p>3 痙攣時対応(座薬挿入等の必要な処置)</p>	

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

平常時には発生しない場合であっても、既往歴等を踏まえ、緊急時対応として想定する。頻度は高くない一方、発生時の緊急性は極めて高いため、あらかじめ対応手順及び連絡体制を明確にしておく。

対応は主治医の指示書及び事前に確認した緊急時対応フローに基づき、看護師等を中心に実施する。

発生時は、児童の安全確保を最優先とし、施設長への報告、他職員への応援要請、保護者及び医療機関への連絡、必要に応じた救急要請を速やかに行う。また、発生後は経過、対応内容、連絡状況等を記録し、関係者間で共有するとともに、再度同様の事案が発生した場合に適切に対応できるよう、振り返りを行う。

【共通的な運用方針】

医療的ケアの実施にあたっては、児童の個別性を踏まえ、保育士、看護師等、施設長が日常的に情報共有を行う。

また、行事、園外活動、避難訓練その他通常と異なる保育場面においては、児童の安全確保を最優先に、事前に実施可否、必要な配慮、保護者の協力の要否等を検討する。

さらに、主治医、かかりつけ医、訪問看護事業所その他関係機関との連携を図りながら、児童の状態変化や医療的ケア内容の変更があった場合には、速やかに実施体制及び対応方法を見直す。

③安全管理

救急医療機関との連携を含め、医療事故、災害、感染症の発生等を想定した緊急時対応について、基本的な考え方及び対応方針を、実施体制の概要(担当職員、連絡体制等)も含めて記入すること。
具体的な対応体制や連携内容については、別様式(緊急時の対応体制)により詳細を記入すること。

医療的ケア児等の受入れにあたっては、児童の生命及び安全を最優先とし、事故の未然防止及び発生時の迅速かつ適切な対応を行うことを基本とする。

1 基本的な考え方

医療的ケアの実施にあたっては、主治医意見書及び指示書に基づき、児童の健康状態を踏まえて適切に実施することとし、日々の健康観察及び記録を通じて状態変化の早期把握に努める。また、ヒヤリハット事例や事故の発生状況について記録及び共有を行い、再発防止に向けた改善を継続的に実施する。

2 実施体制

安全管理については、施設長を中心とした管理体制の下、看護師等及び保育士が連携し、役割分担を明確にしたうえで対応する。また、緊急時に備えた連絡体制及び対応の基本的な流れについてはあらかじめ整理し、関係職員間で共有するとともに、定期的確認・見直しを行う。

3 緊急時対応

体調急変、医療事故その他の緊急時においては、児童の安全確保を最優先とし、施設長の指示の下、保護者及び医療機関への連絡、必要に応じた救急要請等を行う。なお、具体的な対応手順、役割分担及び連絡方法については、別様式(緊急時の対応体制)に基づき対応する。

4 災害時対応

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

災害発生時においても医療的ケア児等の安全確保が図られるよう、避難経路及び避難先、必要物品、医療機器の電源確保等について、あらかじめ対応手順を整備する。また、災害の種類や状況に応じた対応が可能となるようにするとともに、保護者との連携方針を定める。具体的な対応フロー及び体制については、別様式に基づき対応する。

5 感染症対策

感染症の発生予防及び拡大防止のため、手指消毒などの標準的な予防策に基づく衛生管理を徹底する。また、園内及び近隣保育所等における発生状況を速やかに把握し、保護者と情報共有を行う。なお、感染症発生時の具体的な対応については、別様式及び既存のマニュアル等に基づき対応する。

2. 人材育成の取組

①研修計画

医療的ケア児等の受入れに必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図るための研修計画について、年間の研修計画(時期、回数及び内容等)、対象職員(看護師、保育士等)、行政主催研修や外部研修の活用状況及び予定等を記入すること。

医療的ケア児等の受入れにあたっては、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図るため、職員の役割に応じた計画的な研修を実施する。

1 基本的な考え方

医療的ケアの適切な実施及び安全管理の確保のため、看護師等及び保育士等を対象として、基礎的な知識の習得に加え、事例検討や振り返りを通じた実践的な理解の深化を図る。また、研修実施後には内容の共有及び振り返りを行い、日々の保育に活かすとともに、継続的なスキル向上に努める。

2 年間の研修計画

年間を通じて、内部研修及び外部研修を組み合わせ実施する。

(1)内部研修

園内において、月1回程度を目安に研修を実施し、医療的ケアに関する基本的事項、緊急時対応、感染症対策等について理解の共有を図るとともに、ヒヤリハット事例等を活用した事例検討を行う。特に体制変更時等には担当の変更も想定されるため、重点的に実施する。

(2)外部研修の活用

行政が実施する研修や関係機関主催の研修について、年間を通じて適宜(年2～3回程度)受講することとし、受講した内容については園内で共有を行う。

3 対象職員

研修は、看護師等を中心に、保育士等の関連職員についても必要に応じて参加させ、職員全体で医療的ケア児等の受入れに関する理解を深める。

4 実施体制

研修計画の策定及び実施については、施設長の責任の下で行い、看護師等を中心として内容の企画及び運営を行う。また、研修の実施状況については記録し、必要に応じて計画の見直しを行う。あわせて、施設長等の監督者については、医療的ケア児等の受入れに

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。
 関するマネジメントや安全管理に係る知識の向上を図るよう努める。

②体制底上げ	施設内・法人内で医療的ケア児等に対応可能な人材を増やすための継続的な育成の見込みについて、何人をどの程度まで育成するか、いつまでに対応可能とするかを具体的に記入すること。また、その育成方法(研修、OJT、外部支援の活用等)についても可能な範囲で記入すること。
<p>医療的ケア児等の受入れ体制の安定化及び継続的な充実を図るため、施設内及び法人内において対応可能な職員の育成を計画的に進める。</p> <p>1 基本的な考え方 医療的ケア児等の受入れについては、特定の職員に依存するのではなく、複数の職員が対応可能な体制を構築することが重要である。このため、看護師等を中心としつつ、保育士等についても役割に応じた知識及び対応力の習得を図り、段階的に対応可能な人材を増やしていく。</p> <p>2 育成目標及びスケジュール 事業開始時点において、医療的ケアに直接対応可能な看護師等は3名の予定であるが、令和9年度末までに、看護師等4名以上が対応可能な体制を構築することを目標とする。また、保育士については、令和8年度中に2名、令和9年度中にさらに2名について、医療的ケアに関する基本的理解及び緊急時対応が可能な水準まで段階的に育成する。</p> <p>3 育成方法 (1)園内研修 医療的ケアの基礎知識、緊急時対応、感染症対策等について、看護師等が中心となって研修計画を作成し、継続的に実施する。 (2)OJT 看護師等による日常的な指導や実務を通じて、医療的ケアに関する理解を深めるとともに、保育場面における留意事項等について実践的に習得する。 (3)外部研修の活用 行政主催研修や関係機関による専門研修への参加を通じて、専門的な知識及び技術の習得を図る。また、外部研修への参加が円滑に行われるよう、職員の勤務シフトの調整や代替要員の確保等により、受講機会の確保に努める。</p> <p>4 法人内の体制整備 法人内の他施設と連携し、人材の確保及び育成を行うとともに、必要に応じて職員の応援体制を構築する。また、法人内での事例共有や研修の合同実施等により、組織全体での対応力の向上を図る。</p>	

3. インクルーシブ保育の視点

①集団保育の工夫	保育実態を踏まえ、医療的ケア児等と他の児童ができる限り共に過ごすことを基本としつつ、個性(健康状態等)や安全性に配慮した、無理のない集団保育の工夫について、対象児の保育方法、別室対応の有無及び判断基準、感染症対策や衛生管理の考え方等を具体的に記入すること。別室対応の判断については、どのような場合に実施するか、具体的な基準を記入すること。
----------	---

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

医療的ケア児等の受入れにあたっては、他の児童と共に過ごすことを基本としつつ、児童の健康状態や医療的ケアの内容を踏まえ、安全性に配慮した無理のない集団保育を実施する。

1 基本的な考え方

医療的ケア児等を含め、全ての児童が可能な範囲で同じ保育活動に参加できるように配慮することを基本とする。ただし、児童の健康状態や医療的ケアの実施状況に応じて、必要な範囲で個別対応を行うとともに、安全確保を最優先とする。

2 対象児の保育方法

日常の保育においては、集団での活動への参加を基本とし、児童の体調や医療的ケアの必要性に応じて活動内容や参加方法を調整する。食事、午睡、園外活動等については、保育士及び看護師等が連携し、無理のない範囲で集団活動への参加を促す。また、医療的ケアの実施にあたっては、必要に応じて保育活動の中で実施するほか、児童の状態や実施内容に応じて適切な環境を確保するとともに、実施の際には他の児童からの見え方にも配慮し、児童のプライバシー及び心理的負担の軽減に配慮する。

3 別室対応の有無及び判断基準

原則として別室対応は行わず、可能な限り通常の保育環境の中で対応する。

ただし、以下の場合には、一時的に別室での対応を行う。

- ・医療的ケアの実施にあたり、衛生面や安全面の確保が必要な場合
- ・体調不良等により、安静にする必要がある場合
- ・感染症の疑い又は発症により、他児への影響を考慮する必要がある場合
- ・医療的ケアの実施にあたり、プライバシーの確保が必要な場合

別室対応を行う場合であっても、可能な範囲で他の児童との関わり(保育活動への一部参加や交流等)を維持できるよう配慮する。別室対応については、現時点では専用スペースが十分とはいえない状況にあるが、必要に応じて既存スペースを活用し、パーティションの設置等により対応する。今後、医療的ケア児等の受入れ状況を踏まえ、別室対応のための環境整備について段階的に拡充を図る予定である。

4 感染症対策及び衛生管理

感染症の発生予防及び拡大防止のため、標準予防策に基づく手指衛生や環境整備を徹底する。また、医療的ケアの内容に応じて必要な衛生管理を行い、物品の管理や使用後の処理についても適切に対応する。園内で感染症の発生が確認された場合には、児童の健康状態を踏まえ、保育参加の可否や対応方法について保護者と連携しながら判断する。

②受入れに伴う調整	医療的ケア児等の受入れにあたり、保護者や地域等の理解と安心の確保を図るため、医療的ケア児等の保護者の見学・相談への対応、他保護者・地域への説明及び理解促進、他園への情報共有等について、個人情報保護の観点踏まえながら、時期、手法及び媒体等の具体的な調整方法を記入すること。
<p>医療的ケア児等の受入れにあたっては、保護者や地域の理解と安心の確保が重要であることから、適切な情報提供と個人情報の保護に配慮しつつ、関係者への丁寧な説明及び相互理解の促進を図る。</p>	
<p>1 基本的な考え方</p> <p>医療的ケア児等の受入れについては、当該児童及び保護者の意向を尊重するとともに、</p>	

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。
他の保護者や地域の理解と協力を得ながら進めることを基本とする。また、情報提供にあたっては、個人が特定されないよう十分配慮し、必要な情報と保護すべき情報を適切に区分する。

2 医療的ケア児等の保護者への対応

受入れにあたっては、事前見学及び個別相談の機会を設け、保育内容、医療的ケアの実施方法、安全管理体制等について具体的に説明を行う。また、受入れ後も定期的に面談の機会を設け、児童の状況や保育上の配慮事項について情報共有を行う。保護者からの問い合わせや不安に対しては、随時対応する体制を整える。

3 他の保護者及び地域への説明

医療的ケア児等の受入れについては、必要に応じて、保護者説明会、園だより等を通じて周知を行うほか、地域に対しても、施設の取組等について掲示物等により適切に情報提供を行い、理解促進を図る。ただし、説明にあたっては個人情報の保護に留意し、特定の児童に関する情報は提供せず、制度の趣旨や一般的な配慮事項等について説明する。

4 他園・関係機関への情報共有

医療的ケア児等の受入れに関する知見や取組については、市や関係機関が実施する会議や研修等の場を活用し、適切な範囲で情報共有を行う。また、法人内他施設との間で事例共有等を行い、受入れ体制の向上を図る。

5 実施時期及び方法

説明及び情報提供については、受入れ開始前に集中的に実施するとともに、受入れ後も必要に応じて継続的に行うことで、関係者間の認識の齟齬や不安の解消を図る。媒体については、説明会、個別面談、書面(園だより等)を組み合わせるほか、必要に応じてホームページや SNS 等のデジタル媒体を活用することも想定されるが、情報発信にあたっては、個人情報の保護及び内容の適切性に十分留意するとともに、管理者による確認等を含めた適切な体制のもとで実施する。

4. 医療・関係機関との連携

①医療連携	市内医療機関、訪問看護、かかりつけ医等との連携体制について、連携の基本的な考え方及び役割分担を記入すること。 具体的な連携体制や対応フローについては、別様式(医療機関等との連携体制)により詳細を記入すること。
<p>医療的ケア児等の受入れにあたっては、児童の健康状態の把握及び安全の確保を図るため、医療機関、訪問看護、かかりつけ医等との連携を継続的に確保する。</p> <h3>1 基本的な考え方</h3> <p>医療的ケア児等については、主治医の意見書及び指示書に基づき対応することを基本とし、医療機関、訪問看護事業所及びかかりつけ医等と連携しながら、児童の健康状態の変化に応じた適切な対応を行う。また、日常的な情報共有を通じて、緊急時を含めた連携体制を維持する。</p> <h3>2 役割分担</h3> <p>医療的ケアの実施及び健康管理については、主として看護師等が担当し、保育士等は日</p>	

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

常の保育における観察及び情報共有を担う。医療機関については、医療的ケアの実施内容に関する助言及び緊急時対応の判断を担い、訪問看護事業所については、必要に応じた技術的支援及び情報提供を行うものとする。また、かかりつけ医とは、児童の体調変化等に応じた相談及び受診対応を行うなど、日常的な連携を図る。

3 情報共有の方法

児童の健康状態、医療的ケアの実施状況及び留意事項等について、連絡帳、記録及び関係者間の連絡手段を活用し、適切に共有する。また、必要に応じて、保護者を含めた関係者による打合せの機会を設ける。

4 連携体制の維持

連携体制については、平時から関係機関との関係性を構築するとともに、必要に応じて見直しを行う。なお、具体的な連携方法及び対応フローについては、別様式(医療機関等との連携体制)に基づき整理する。

②関係機関連携	医療以外に、保健・障がい福祉・保育・教育等の関係機関との連携体制について、連携の基本的な考え方及び役割分担を記入すること。 具体的な連携先や対応内容については、別様式(医療機関等との連携体制)により詳細を記入すること。 (例)療育センター、相談支援事業所、医療的ケア児等コーディネーター等
<p>医療的ケア児等の受入れにあたっては、児童の発達支援及び生活の質の向上を図るため、保健、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築する。</p> <h3>1 基本的な考え方</h3> <p>医療的ケア児等の支援については、医療面に限らず、発達、生活及び保育上の支援を一体的に行う必要があることから、関係機関との連携を通じて、児童の状況に応じた適切な支援を行う。また、関係機関との情報共有を継続的に行い、支援内容の整合を図る。</p> <h3>2 役割分担</h3> <p>保育施設においては、日常の保育の中で児童の状態観察及び支援を行い、その状況について関係機関と共有する。療育センターについては、発達支援に関する専門的な助言及び評価を担い、相談支援事業所については、サービス等利用計画の作成及び関係機関との調整を担う。また、就学に向けては、教育機関と連携し、児童の状況や必要な配慮事項等について適切に情報共有を行い、円滑な移行が図られるよう取り組む。</p> <h3>3 情報共有の方法</h3> <p>児童の発達状況、生活状況及び支援上の留意事項等について、記録、連絡手段及び関係機関との打合せ等を通じて適切に共有する。また、必要に応じて保護者を含めた関係者による調整会議等を実施する。</p> <h3>4 連携体制の維持</h3> <p>関係機関との連携については、平時から関係性の構築に努めるとともに、児童の状況の変化等に応じて適宜見直しを行う。なお、具体的な連携先及び対応内容については、別様式(医療機関等との連携体制)に基づき整理する。</p>	

5. 継続性・波及性

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

①事業の継続性	事業の趣旨を踏まえ、補助制度の有無にかかわらず、安定的かつ継続的に運営できる体制づくりの見込み(3～5年程度の中期的な見通し)について記入すること。
<p>医療的ケア児等の受入れについては、補助制度の有無にかかわらず、安定的かつ継続的に運営できる体制の構築を図る。</p>	
<p>1 基本的な考え方</p> <p>医療的ケア児等の受入れは一時的な対応ではなく、継続的な支援が求められるものであることから、人的体制、運営体制及び財源の確保を含め、安定的な運営が継続できる仕組みを構築することを基本とする。</p>	
<p>2 運営体制の確立</p> <p>医療的ケア児等の受入れに係る業務については、施設長の責任の下で体制を整備し、業務の標準化及びマニュアル化を進めるとともに、定期的な見直しを行い、特定の職員に依存しない運用体制を構築する。</p>	
<p>3 財政的な見通し</p> <p>補助制度を活用しつつ、法人全体の運営の中で人的配置及び管理体制を確保することにより、補助制度の変更等があった場合においても、一定程度受入れ体制を維持できるよう対応する。</p>	
<p>4 中期的な見通し(3～5年程度)</p> <p>今後3～5年間に於いて、医療的ケア児等の受入れニーズの状況を踏まえながら、受入れ人数及び体制について段階的な見直しを行うとともに、法人内の他施設においても対応可能な体制の構築を進めるなど、安定的な受入れ体制の拡充を図る。</p>	

②事業の波及性	本事業で得られた知見等を活用し、市内における医療的ケア児等の受入れの推進に資するため、市内他保育園や法人内他施設への横展開・情報共有の見込みについて、時期、手法等を含めて記入すること。
<p>本事業で得られた知見や経験を活用し、市内における医療的ケア児等の受入れの推進に資するため、関係施設との情報共有及び横展開を図る。</p>	
<p>1 基本的な考え方</p> <p>医療的ケア児等の受入れに関する取組については、個別施設にとどまらず、地域全体での受入れ体制の向上につなげることが重要であることから、実践を通じて得られた知見や課題を関係施設と共有し、市内全体の受入れ環境の向上に寄与することを基本とする。</p>	
<p>2 法人内における横展開</p> <p>法人内の他施設に対して、医療的ケア児等の受入れに関する体制整備、対応方法及び留意事項等について、研修や事例共有を通じて情報共有を行う。これにより、法人内複数施設において受入れが可能となる体制の構築を進める。</p>	
<p>3 市内他保育施設との情報共有</p> <p>市や関係団体が実施する会議、研修等の機会を活用し、受入れに関する取組状況や課題について情報発信を行う。また、他施設からの相談や見学の受け入れについても、可能な範囲で対応する。</p>	

※本記載例はあくまで参考であり、各施設の実態に応じて内容を記載してください。

4 時期及び方法

情報共有及び横展開については、受入れ開始後おおむね1年程度を目途に実施を開始し、その後も継続的に実施する。手法については、研修の実施、事例報告、資料の提供等により行う。

6. その他

国・地方公共団体等への申請状況		今回の事業の内容に関わらず、他に申請中の補助事業や過去の事業実績等(福岡市を含む)について、記入すること。
申請先	申請事業名(対象年度含む)	交付状況(申請中、採択決定等)
【今年度】		
①福岡市	①令和8年度 福岡市特別支援保育事業補助金	①交付決定済
②福岡市	②令和8年度 1歳児受け入れ促進事業補助金	②申請中
【過去】 (※原則直近5年間)		
①福岡市	①令和7年度 福岡市特別支援保育事業補助金	①採択・事業完了
②福岡市	②令和7年度 福岡市保育士確保事業補助金	②採択・事業完了
③福岡市保育協会	③令和6年度 福岡市保育協会補助金	③採択・事業完了